早稲田商学同攻会会則

(名称)

第1条 本会は、早稲田商学同攻会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の研究活動および教育活動に対する助成を目的とする。

(会員)

- 第3条 本会は、下記の会員をもって組織する。
 - 一 早稲田大学商学部、大学院商学研究科および会計研究科の専任教員、特任教授および任期付教員(なお、以下、第一号会員と表記する)。
 - 二 早稲田大学商学部、大学院商学研究科および大学院会計研究科の在学生。

(会費)

第4条 会員は年会費として2.000円を納める。

(役員および編集委員会)

- 第5条 本会では、第一号会員から次に掲げる役員を置く。
 - 一 会長 1名。なお、商学部長を会長とする。
 - 二 編集委員長 1名。なお、会長が委嘱する。
 - 三 編集委員 若干名。なお、会長が委嘱する。
- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。なお、任期は2年とする。
- 3 編集委員長および編集委員は、編集委員会を開催し、本会の目的を達成するために、 必要な事項の計画・処理に関することを審議する。なお、任期は2年とする。

(活動)

- 第6条 本会は、学術雑誌『早稲田商学』を原則として年4回、『文化論集』を原則として年2回発行し、会員に配布する。但し、編集委員会が認める場合、増刊号を発行することができる。
- 2 本会は、編集委員会が認める教育活動に対する助成を行う。
- 3 編集委員会は、助成を行う教育活動の選定および助成金額を決定する。

(総会)

- 第7条 定時総会および臨時総会は、会長がこれを招集する。
- 2 定時総会は、毎年1回これを開催し、事務会計の報告および必要事項を決議する。
- 3 臨時総会は、編集委員会で必要と認めたとき、これを開催することができる。

(総会の議長および決議)

- 第8条 総会の議長は、編集委員長がこれに任じ、編集委員長に事故があるときは編集委 員のいずれかが代行する。
- 2 総会における決議は出席者の過半数をもって行う。

(会則)

- 第9条 本会則は、定時総会の決議を経て、これを変更することができる。
- 2 本会則に規定しない細目は、編集委員会の決議をもってこれを定める。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、早稲田大学商学部内に置く。

付則 この会則は、大正14年より施行する。

改正 昭和 2 年・15年・24年・26年・28年・36年・39年・41年・43年・48年・52年・63 年・平成11年・20年・22年・27年・30年・令和元年・3 年